

藤井寺市総合教育会議設置要綱（改正案） 新旧対照表

新	旧
(議事録の作成及び公表) 第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、会議の議事録を作成し、これを公表する。 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、<u>情報交流ひろばにおいて市民の閲覧に供するとともに、藤井寺市ホームページに掲載することにより行う。</u>	(議事録の作成及び公表) 第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、会議の議事録を作成し、これを公表する。 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、<u>藤井寺市ホームページに掲載することにより行う。</u>